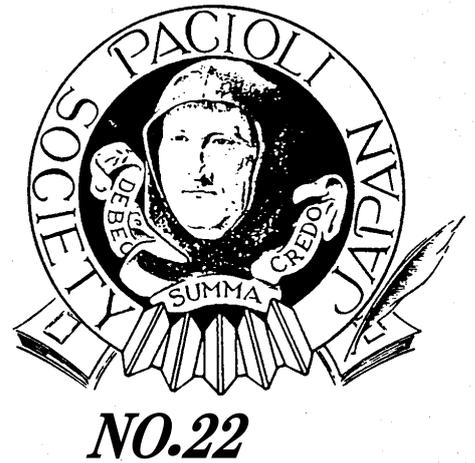


A A A

ccounting,
rithmetic &
rt Journal



The **P**ACIOLI **S**OCIETY **J**APAN

2007.02



第20回日本パチョーリ協会フォーラムの開催

来る12月15日にフォーラムを開催いたします。師走のお忙しい時期とは存じますが、奮ってご参加ください。

日時:平成19年12月15日(土曜日)午後2時から講演会、5時から7時まで懇親会

場所:拓殖大学文京キャンパス・国際教育会館(いつもの会場と異なります)を予定しています。

報告者:大東文化大学 橋本寿哉氏

論題:メジチ銀行の会計諸表

司会者:大東文化大学 片岡泰彦氏



世話役冥利に尽きること

日本パチョーリ協会が生まれたのは1994年でした。その後私ども世話役のもとに、ルカ・パチョーリにかかわる数多くの書物が紹介され、それらに触れる機会に恵まれました。1507年出版の『神聖比例論』に始まり、『スムマ』にあっては1523年の第二版、それも完本あり、16葉欠けるもの、第二編「幾何編」がすっぽり欠けて製本されているものなどさまざまでした。当然ですが、1494年の



初版やその初版を含むハーウッド・コレクション(現在は久留米大学に収蔵)も手に取って捲ることができました。つい最近、パチョーリがラテン語からイタリア語に訳したといわれる『ユエグリッドの幾何学原論』もやってきました。これはみすみ三角がカットされておらず薄いパーチメントに包まれた素朴な装丁が印象的でした。

(文責:三代川正秀)

はじめに

1400年代のヴェネツィアは法的な身分として確立した貴族階級による寡頭政治と本土への本格的な進出によって特徴づけられている。一方、これらの2つの特徴と密接な関係を持っていたとされる衛示的消費や奢侈品への投資に関しては、しばしば16世紀が研究対象として取り上げられる。しかし、F・ブローデルが述べているように奢侈品市場や産業の発展に関して15世紀の重要性を無視することはできないだろう。総督宮やカ・ドーロの華麗さ、G. ベッリーニの絵画に描かれるヴェネツィア人の華やかな祝祭風景を思い浮かべるだけでも、この時代の人々の奢侈への大きな関心が窺える。さらに、都市政府が奢侈条令によって行き過ぎを規制しなければならないほど、奢侈はヴェネツィア社会や経済において大きな役割を担っていた。14世紀と比較して、条令の発布が飛躍的に頻繁になり、内容がより詳細になったことから、15世紀のヴェネツィア社会や経済と奢侈品市場や奢侈品産業の発展が結びついていたことは明らかである。

奢侈条令は秩序の安定や風紀の矯正のためにヨーロッパ各地で中世後期から発布され、生活の幅広い範囲を規制の対象としていた。特に身分の格差を固定するために発布された奢侈条令はよく知られている。一方、中世後期のイタリアの都市で発布された奢侈条令は身分による格差を設けず、儉約や慎ましきさといった商人の精神を反映していたとされる。また、奢侈条令がイタリアの各都市間で異なる様相を見せる場合もあったが、この差異はそれぞれの都市が抱えていた社会・経済問題を背景としていたことが明らかにされている。

ヴェネツィアの奢侈条令は13世紀末から18世紀に至るまで発布された。条令の提案と採決は大評議会、あるいは元老院といった議会においてなされ、議事録に記録された。その後、可決された法案が関連の執行機関の記録に転写された。16世紀から奢侈禁止局が永続的な機関になったために、13世紀以降のほぼ全ての奢侈条令はこの機関の記録に転写され、保管されている。

これらの奢侈条令は19世紀末から20世紀初頭に編纂・刊行され、風俗史や衣服史で史料として取り上げられた。しかしその後、長期間にわたりその存在は忘れ去られていた。1980年代から再び都市社会史や女性史の史料として脚光を浴びるようになったが、経済史では、ほとんど省みられなかった。たとえ取り上げられたとしても、前文に見られる発布の経済的動機は奢侈に批判的な言及を強化するために用いられたに過ぎないとされ、史料として利用されなかった。しかし、ヴェネツィア経済史家F・C・レーンは14世紀末には外見が社会的地位にとって重要な要素となったことが奢侈品の購入に拍車をかけ、奢侈品市場を発展させたと言及し、奢侈市場を経済史で検討しなす重要性を提起した。またブローデルは奢侈やファッションが15世紀の不況において、経済を推進する力となったとしている。S・M スチュアートはこれらの研究の成果を、14世紀の奢侈品市場を検討し、銀行家・大商人を頂点として、工房や家庭内まで及んだ流通網と新しい商品を生み出す柔軟性を持つ奢侈品市場の成立過程を描いた。以上に述べた研究の蓄積から、ヴェネツィアにおいて奢侈品市場や奢侈品は経済や社会に深く関わっていたことが明白であり、奢侈条令を検討することによって1400年代のヴェネツィア社会や経済の一面を描くことが可能であろう。

Ⅰ ヴェネツィアにおいて流通していた奢侈品と奢侈品市場

まず、ヴェネツィアで流通していた奢侈品に目を向けてみよう。衣服に関しては、多様な色彩や形態の衣服が流行していたことが窺える1500年代の条令と異なり、1400年代の条令では金糸や銀糸による刺繍や絹布、シベリアリス等の毛皮を利用した衣服が頻繁に見られることから、これらが市場に流通していたことがわかる。また、金や銀などの貴金属、宝石や真珠、真珠貝等をあしらった指輪やネックレス、飾り紐などの装飾品が享受されていたことも窺える。このような既に存在していた奢侈

品に加え、ヴェネツィアが生み出したとされるゾッコリ（高底靴）やレースなども市場で流通し始めていた。一方、家具や調度などにも、絹や錦繡・銀繡などの高価な織布は使用されていた。またムラーノ産の鏡などの工芸品がすでに15世紀末には市場でかなり流通していたことも確認できる。これらの奢侈品の原材料は北ヨーロッパとレヴァントの交易路が交わる有数の貿易都市であったヴェネツィアでは容易に手に入れられるものであった。また、ヴェネツィアは東西のデザインの交わる場所であり、多様なタイプの商品が生み出され、都市内のみで流通するだけでなく、輸出されるようになった。奢侈品産業が発達するにつれギルドは細分化したが、このような商品はギルドの枠を超えて製造された。例えばルッカ人移民によって発展した絹織物産業は延金職人（バッティオーロ）の技術と結びつき金糸等を製造したが、ヴェネツィア産の金糸は最高級品とされていたコンスタンティノーブル産やルッカ産の製品と同様に評価されるまでになり、重要な輸出品となったのである。また、金や銀の装飾を施したゾッコリは金銀細工職人とゾッコリ職人、あるいは皮革職人の技術の結びつきによって製造された。また、絵画などが絹織物のデザインに大きな影響を与えたことも知られている。

都市内の流通に目を向けると、特に装飾品などの貴金属を利用した奢侈品に関してリアルトの市場の重要性が浮かび上がってくる。奢侈品は銀行家や両替商にとって商品や担保として流通しており、重要な金融商品であった。また、奢侈品の中古市場も大きく、個人の競売では高額なものから低額なものまで取引された。また奢侈品が「家」や個人の間を贈与によって移動することも多かった。奢侈品は組織化された流通網だけでなく、個人や家の間を繋ぐ経路も備えていたことから、投資にとっては魅力的な対象であった。このような状況から、銀行家や公証人らには、奢侈品について鑑識眼や新しい情報が必要とされるようになったのだ。

II 奢侈品の価格と生活費・賃金

奢侈条令で規制されている奢侈品の価格と当時の賃金や生活費を比較することによって、職種や身分による奢侈品の購買能力を検討してみよう。まず、生活費に関する1420年のヴェネツィア人貴族の遺言執行記録を見てみると、その嫡出子と庶子に、それぞれ約80ドゥカーティ、20.5ドゥカーティが政府によって認められていることがわかる。両者が受給している額の間には大きな差があるが、ヴェネツィアでは食費と家賃は他都市に比べると比較的安価であったということや、嫡出子の項目に毛皮や絹などの衣服がしばしば挙げられていることを考えると、被服費による差であると考えられる。またヴェネツィアにおいては、貴族の父を持った嫡出子のみが貴族身分に属すと規定されていたことから、前述の差額は嫡出子と庶子の間の格差だけでなく、身分差にも起因すると考えられる。前者の生計では奢侈条令に現れる奢侈品をいくつか購入することは可能であり、高額なものも数年のうちに購入ができるだろう。一方、後者の生計では明らかに前者に比べ困難が増すことが予想される。

さらに当時の賃金と奢侈品の価格の比較を行った。条令に示されている15ドゥカーティのベルトでも船員の年収の約半分であり、生活費や家族の扶養を考えると購入は困難であると考えられる。さらに条令に違反した場合に支払う罰金を鑑みれば、この額の奢侈品を買うことはほぼ不可能であっただろう。一方、150ドゥカーティ近い給与を得ていた建築家や政府の役人にとっては購入することはより容易であっただろう。

また、石工の賃金は1400年代を通じて変化しなかったが、賃金の支払いに通常利用された小額銀貨の価値が下落していったことから、実際は賃金が低下していたことが明らかになっている。モッシャー・スチュアートは小額銀貨で賃金が支払われる者が公道を金や銀で着飾って闊歩している者へ不満や羨望を抱かずにはいられなかったのではないかと示唆している。奢侈品の購入が可能で、「眺めるだけ」者の格差は公の場でも目に見える形になっていた。

しかし、それほど裕福でない者でも、奢侈品をいくつかの方法で享受することが可能になった。すなわち銀メッキ製品のような新しい技術による低価格帯の商品を買うことや中古品を利用すること、あるいは装飾品を賃貸することである。賃貸はしばしば起こったに違いないが、奢侈条令で禁じられているのは250ドゥカーティという高額な宝石であり、庶民には関係がなかったと考えられる。一方、

1500年代の初頭にはクリスタルガラスによる模造宝石が禁止されたが、1400年代にはこれらの奢侈品は禁じられていない。たとえ模造品があったとしても、見た目にも明らかな品質の差があったため秩序を乱すと考えられず、制限する必要がなかったのだろう。

III 奢侈条令発布の意図から見るヴェネツィア社会

さらに、都市政府が奢侈条令を発布した動機を探ることにより、1400年代のヴェネツィア社会や経済がいかなる問題を抱えていたかを検討したい。既に14世紀後半から保護貿易の政策が取られ、他都市で生産された絹などの奢侈品輸入が禁じられた。その一方で、15世紀を通じて最も頻繁に規制していた奢侈品は金や銀を利用した絹布や装飾品であり、都市政府が奢侈条令によって、外貨を齎す商品を都市内で消費させず、輸出に振り向けようとしていたことが窺える。輸出によってもたらされる関税は国庫にとって重要な財源であり、奢侈品市場や産業は今や都市によって保護し、管理されるべき分野であった。

また、装飾品とりわけ金や銀への制限は貴金属の不足の問題を反映しているといえる。15世紀中戦争を続けていたヴェネツィアは傭兵隊長や多くの傭兵への支払いのために金銀を確保することが必要であった。そのためにも奢侈品を制限し、限りある資源を都市の管理下に置こうとしていた。

さらに罰則からは別の発布の意図が窺える。15世紀にはその罰金の支払い方に工夫が加えられ、効果的に国家への歳入を増やそうとする試みが見られた。罰金の代替として公債の購入が強制され、奢侈品の新財務局への登録が義務付けられ、その貸与ごとに課税が試みられたのである。このような施策の背景には、ヴェネツィアの財政の根幹をなしていた公債の問題が存在していた。戦費を賄うために、強制公債が頻繁に発行されたが、都市民にとって重い負担となった。強制公債は資産全体を評価した資産台帳に基づくと規定されたが、自己申告という評価方法のために動産の評価が困難であり、実際には不動産のみが課税されることになったのである。都市民は資産の評価を低く抑えるために、多様な蓄財方法を採ったが、奢侈品の購入も選択の1つであった。また都市が莫大な戦費のために財政難に陥り、利子の支払いが滞ったため、公債の価格は下落した。利益を回収する見込みのない公債よりも、奢侈品の購入は適当な投資の手段となったのである。

動産の評価が困難であったことは、都市政府が資産を評価する役人が他の財政機関や住民から課税対象者の情報を収集することを認めたことから窺える。しかし、その一方で虚偽の申告を行ったものへ罰金を課す法案が否決された。また、有力な政治家でもあった銀行家ニコロ・コッコは娘の嫁入り道具に関して規制の免除を請願し認められた。このことを考え合わせると、貴族の中でも支配的なグループは都市の歳入増加の必要性を感じてはいたが、自分たちの利益を守ることも忘れてはいなかったことが窺える。

IV ヴェネツィアの財政

ここではヴェネツィアの財政について改めて取り上げたい。15世紀末の年代記を史料としてヴェネツィアの財政を検討したG・ルツァットの研究によると、その歳入の4分の3をダツィオと呼ばれる関税が占めていたことがわかる。ダツィオはワインや油、肉、塩、貴金属、香辛料などの輸出入税や売買に伴う税である。一方、残りの約4分の1が直接税にあっていた。ヴェネツィアの直接税は強制公債から発達したものである。ジェノヴァとの戦争(1378-1381)における莫大な戦費の調達のためにヴェネツィアは強制公債を発行するに至ったが、元本の償還がなされなかった上、利子も切り下げられたことから強制公債は直接税の性格を色濃く帯びるようになった。この際に資産台帳が初めて作成されたが、不動産だけでなく、宝石や銀、銀器、商品、現金などの動産も含む資産全体が評価の対象となった。1403年には対パドヴァ戦争の戦費調達のために、新たに評価の対象として公債が加えられ、改訂された評価方法に基づき資産台帳が再び作成された。この評価方法は1463年に改訂されるまで長期間にわたり利用された。ヴェネツィアは本土やレヴァントで繰り広げられた戦争から発生

した莫大な戦費を賄うために、次々に強制公債や公債を発行していった。それに伴い国庫の支出の大部分を占めていた利子の支払いが膨らみ、政府にとってあまりにも重い負担になっていた。彼らは利子の切り下げや支払いの延期あるいは停止によって負担を軽減しようとしたため、公債価格は下落一方であった。都市は公債価格の引き上げのために数々の政策を打ち出したが、状況を改善する効果はなく、公債システムは破綻した。結局 1463 年に詳細な土地台帳が作成されたが、この議決の文言中に借入れという文言は使用されず、返還期間も言及されなかった。以上のように、強制公債からデチマと呼ばれる直接税のシステムの成立が見られたのである。しかし、ヴェネツィア人は公債を放棄したわけではなく、他に時を経て、前述のデチマの他に返還すべき公債としてのデチマが設けられた。その 1 つがフェッラーラとの戦争時に設けられた新しい強制公債モンテ・ヌオーヴォである。それ以前に発行された公債はモンテ・ヴェッキオと呼ばれた。

また罰金や都市が与える認可料なども国庫の一部を構成していた。さらに財政の悪化という同様の理由により、都市や支配下の都市に派遣されている役人からの賃金の一部も税として徴収されていた。

また、前述のヴェネツィア都市内の収入に加え、本土や海外領土からの収入もあった。これら支配下の都市や村落には多様な税制が設けられていた。本土から 1460 年代の記録によれば 234800 ドゥカーティの収入があったことが知られている。

V 奢侈条令に見るヴェネツィアの社会構造

ヴェネツィアの奢侈条令には 17 世紀末まで階級や身分による格差が設けられなかった。見られない。同時代のボローニャのような都市においては身分による差が明確に記されている。しかし、ヴェネツィア社会には身分の差が存在しなかったのではなく、反対にその差は明確であり、貴族、市民、その他の都市の住民という 3 つの身分が存在していた。貴族は政治や重要な官職を排他的に独占する一方で、商人や銀行家として活動していた。貴族に続く身分である市民は商業的あるいは社会的な特権を持っていた。「生まれによる市民」は古くから続く家系の市民であり、1478 年には彼らにのみ官僚職が限定された。一方、居住年数の条件を満たし市民としての義務を果たすことによって、市民はヴェネツィア人と同様に貿易を行う権利を享受することができた。市民になることはヴェネツィアの上層社会に食い込むために重要な条件であった。そして、この市民の下に多くの都市の住民つまり平民が位置していた。彼らが奢侈条令において格差をつけて扱われていないことは既に述べたが、その理由として上記のように身分間の差があまりにも明白であったことを挙げうるだろう。L・モラは身分間の不満を煽らぬよう格差のない条令が發布されたという見解をしめしている。条令の前文においては、むしろ貴族や都市民が共に奢侈によって資産を失っていることが懸念されており、身分間の格差よりもその中の格差が重要な問題になっていることがうかがえる。実際に恥を知る貧者と呼ばれた零落した貴族やかつては豊かであった商人が増加しており、ヴェネツィア社会では経済格差が拡大していた。

罰則の規定を検討すると、貴族とそれ以外の人々で罰が異なる場合もあった。貴族に対しては罰金や違反物の没収が課される他に一定の期間公職に就くことが禁止された。一方、都市民には罰金、違反物の没収のほかリアルトの市場やサンマルコ広場への出入りが禁止されたのである。このことから、1400 年代後半において貴族が官職と強く結びつけて考えられていったことがわかる。この差異は序列化を図るというよりも既存の区別を強調するものであったろう。また、都市政府の知りえない個人の奢侈や奢侈品の所持を知る機会がある奉公人や奴隷には密告が奨励された。彼らには罰金の 3 分の 1 を報酬として与え、奴隷であれば開放された。このような規定からは、奢侈を享受しうる者と、あるいはそれを「眺めるだけ」の者の存在が窺える。そして「眺めるだけ」の者も奢侈品の知識があったことが窺える。

一方、多くの条令の対象者の性別や年齢に関する制限を鑑みると、圧倒的に女性への規制が多い。また少年・少女に対する規制もあり、彼らも制限を受けながらも、奢侈を享受していたことが分かる。女性にとっては奢侈品の重要性はいかなる社会的背景を持っていたのであろうか。女性が手にいれる多くの奢侈品が婚礼に伴うものであった。女性が婚家に持ち込む嫁資には妻が所有権を持つ一方で、

夫が運用権を持つプロミッサと夫がどちらの権利も持つ花嫁道具とが存在した。花嫁道具は売却されることもあったが、遺言状などに頻繁に見られるように、夫の死後子供と暮らすことを選ぶ妻に夫から遺贈される場合も多かった。また、それらが夫の家に留まり、新しく花嫁として嫁いできた女性に与えられることもあった。こうして女性に蓄積された花嫁道具は遺贈や贈与を通して、しばしば女性の間で循環した。15世紀には婚姻戦略の過熱により嫁資、特に花嫁道具の価値が高騰し、この循環量も増大したのである。一方都市はこの資産を管理するべく、嫁資、特に花嫁道具を規制する条令を發布した。また、資産台帳の作成時にも、14世紀と異なり嫁資は控除されず、夫の資産の評価に嫁資の半額が追加された。しかし、既に述べたように花嫁道具のような動産を都市が把握し、管理することは困難であった。また、夫の側からの女性への贈与も増加した。1445年2月28日の条令の前文においては「妻を飾ることを欲するものはだれでもより身分の低いものにみなされぬよう、男性の大部分が彼らの財産に適当な額以上に資産を費やしている」という状況が危惧されており、奢侈品への投資が社会的な体面を保つのに重要であったことが暗示されている。さらに、このような競争から生活費全体が上昇することにより、婚姻の件数が減少し、人口が縮小すると都市当局は危惧していた。

他の動機からも都市政府は女性を規制の対象としていた。女性自身が手元にある中古品を組み合わせて作り出した新しいデザインによる衣服やゾッコリなどは女性の意志を強く表出しているとして嫌悪されたのである。女性によって作り出されたこのようなファッションは市場に取り入れられ、流行するほど影響力があった。

一方、男性への規制もなかったわけではなく、主に若者や少年が規制の対象者となった。ヴェネツィアの上層社会が年功序列社会であったことはほとんどの総督が老齢であったことから良く知られている。貴族男性の政治的地位は年齢とともに上昇するようになっていた。また、商人としての経歴もガレー船の弓兵として始められるのが通常であった。そのため、若者は一人前として扱われるまで長期間待つことが必要であり、自然と婚姻年齢も高くなっていった。このような貴族の若者が祝祭集団であるカルツェ団を発足させたが、条令からも団体の催す宴会や衣服のスタイルが豪華であったことがわかる。ただし、このカルツェ団は若者の不満が社会に無秩序を齎さぬよう、都市政府の支持の上に創設されたものであり、彼らの行動は予め管理されたものであった。しかし、銀繡の衣服を男性に禁じた条令の前文においては、これらのスタイルを都市に流行らせたのが若者であると非難している。女性と同様に、若者も政府の思惑とは別に奢侈品を通じて社会に影響力を与えることは可能であった。女性や若者と比較すると、成人の男性への規制は殆どない。彼らにとって、奢侈品が重要な物であることは認識されていた。豪華な衣服や宝石を着用することが社会的な信頼に繋がっていたのである。宮廷に出入りすることのある大商人には必要不可欠な投資であった。

このような威信を誇示するための奢侈を都市政府自身も積極的に推進していた。外国の君侯や大使がヴェネツィアを訪問した際には、奢侈条令の施行が保留され、逆に豪華に着飾ることが推進されたのであった。

以上のように、奢侈条令の対象者の分析からは、条令では明白に格差を設けられてはいないが、ヴェネツィア社会における奢侈品の享受に関するヒエラルヒーが存在することが確認された。そして、ヒエラルヒーの下位に位置するものがその枠の外に出る場合には都市政府の批判の対象となったのだった。

VI 奢侈条令にみる生活スタイルの変容

15世紀を通じて奢侈条令による規制の対象物に変化がなかったわけではない。他のイタリア都市に遅れて、1476年なると宴会の規定と家具や調度の条令が發布された。宴会などの奢侈への規制は、経済的な投資としてではなく、「家」の権勢を誇示し、人間関係を開拓・維持するための奢侈への出費が増加したことを示している。年代記作家マリン・サヌートの「日記」には彼が出席した宴会の様子が描かれているが、そのありようが評価の対象であり、名誉を保つために、豪華な宴会を開くことが必要だったことが窺える。

また住居という私的な空間における奢侈も発達した。このことは商業から投資生活というライフスタイルの変化も暗示している。また、奢侈品の選択を行う機会は増加し、寝室や居間などを自分の趣向で装飾し、私的な世界を作り出したのである。しかし、実際はこの空間は人の訪問を受ける空間でもあった。寝室でさえ、子供の洗礼式や出産祝いの際には多くの人が訪れる空間であり、個人の趣向を見せるだけでなく、「家」の力を衒示するためのものであった。しかし、16世紀の奢侈条令にみられるように、人に「見せつけるべく」家の隅々まで行き渡った奢侈品やお仕着をきた奉公人の存在などは見られない。また、15世紀には本土での生活が既に始まっているとされているが、同時代の奢侈条令には本土への言及がなく、豪奢な生活の基盤はまだヴェネツィアの都市内に置かれていたと思われる。一方、14世紀の奢侈条令においては、婚礼の行列や宴会が規制されたことにより、「家」の力を衒示する機会があったことがわかる。しかし、参加者の人数のみが制限されたことから、「家」の関心は人数であり、行列などによる公道にいる不特定多数の人々へ「家」の力を誇示することが重要であったことがわかる。しかし、15世紀においては、この意図は予め選ばれた対象者へ向けられたのだった。

終わりに

これまで、奢侈条令を通して、1400年代のヴェネツィア社会と経済の様相を探ってきた。貿易路の交差点であるヴェネツィアでは貴金属や宝石などを中心とした奢侈品だけでなく、新しい技術やデザインによる商品が存在していた。また、奢侈品は価値のある財として金融市場あるいは「家」や個人の間で流通していた。さらに経済的あるいは社会的動機によって投資の対象になっていた。戦争により、都市の財政が困難になり、個人の資産を国庫に振り向けようとする政府に対し、人々は奢侈品への投資によって資産を維持しようとしていた。また、流動性は乏しいが、身分内で格差が広がっている社会において、奢侈品を購入することによって対面を保ち、社会的な威信を得ようとする動きが見られた。貧富の差は奢侈品の有無によって明瞭に認識されたからである。さらに、宴会等における奢侈を通じて、自らに有利な人間関係を開拓し、維持していた。このような奢侈の享受の度合いは性別や年齢を軸としたヒエラルヒーによって決定されていたが、その下位に位置していた女性や若者は奢侈品を斬新なアイデアによって作り出すことにより、社会に影響を与えることができた。一方、ヒエラルヒーの頂点にいた都市の有力者は奢侈品に費やされている資金を国庫に振り向ける努力を続けながら、奢侈品や奢侈を享受する権利を保持し続けており、その力を誇示していた。以上のように、本報告では1400年代に発布された奢侈条令を検討することによって、ヴェネツィア社会の価値観や経済活動の一端を垣間見ることができたのである。

文献

- Battistini, F., *L'industria della seta in Italia nell'età moderna*, Bologna, 2003.
- Bistort, G., *Il magistrato alle Pompe nella Repubblica di Venezia*, Studio Storico: Miscellanea di Storia Veneta, ser. 3, vol. 6, Venezia, 1899.
- Cessi R., *Bilanci generali della Repubblica di Venezia*. vol. 1, tomo 1 (976-1641), Venezia 1912.
- Ciriacono, S., “Les manufactures de luxe à Venise: contraintes géographiques, gout méditerranéen et compétition internationale (XIVe-XVIIe siècle)” in *Cities and the Transmission of cultural values*, Brussels, 1986.
- Franceschi, F. “La normativa suntuaria nella storia economica”, in *Disciplinare il lusso-la legislazione suntuaria in Italia e in Europa tra Medioevo ed Eta moderna*, a cura di Maria Giuseppina Muzzarelli e Antonella Campanini, Bologna, 2003.
- Lane, F.C., *Venice, A Maritime Republic*, Baltimore, 1973.
- Andrea Barbarigo, Merchant of Venice*, Baltimore, 1944.
- Luzzatto, G., *Storia economica di Venezia dall XIII al XVI secolo*, Venezia, 1961.
- il debito pubblico della repubblica di Venezia dagli ultimi decenni del XII secolo alla fine*

- del XV*, Milano, 1963.
- Mueller, R・C., *Money and Banking Medieval and Renaissance Venice*, II, Baltimore, 1997.
- Molà, L. *The silk industry of Renaissance Venice*, Baltimore, 2000.
- Stuard, M・S., *Gilding the Market, Luxury and Fashion in Fourteenth-Century Italy*, Philadelphia, 2006.
- Spufford, P., *Money and its use in medieval Europe*, London, 1989.
- 川北稔 『洒落者たちのイギリス史：騎士の国から紳士の国へ』, 平凡社, 1993.
- 斎藤寛海 『中世後期イタリアの商業と都市』, 知泉書館, 2002.
- ゾンバルト, W. (金森誠也訳) 『恋愛と贅沢と資本主義』 講談社, 2000.
- チポッラ, C.M. (徳橋曜訳) 『経済史への招待：歴史学と経済学のはざまへ』 国文社, 2001.
- 藤内哲也 『ヴェネツィアの権力と社会：「平穏なる共和国」の虚像と実像』, 昭和堂, 2005.
- 永井三明 『ヴェネツィア貴族の世界：社会と意識』 刀水書房, 1994.
- ブローデル, F. (村上光彦訳) 『日常性の構造』 みすず書房, 1985.
- 三浦敦子「中世後期ヴェネツィアにおける奢侈条令とその執行—1400年の執行例を通して—」『人文学報』 385号 2007年.
- 和栗珠里「コンパニーア・デッラ・カルツァとルネサンス期のヴェネツィア貴族階級」『イタリア学会誌』 48号、1998年.

(平成19年3月17日に開催した第19回フォーラムの報告要旨、司会は富山大学・徳橋曜先生、会場は拓殖大学でした。)

The **MACIOLI** **SOCIETY** **JAPAN**

日本パチョーリ協会 〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14 拓殖大学 商学部 三代川 研究室 TEL.03-3955-8783
The Institute for Management and Accounting / Takushoku Univ. Miyokawa Office